

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」等の一部改正に係わる認証の一時的な停止について

2020年3月25日に「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」が改正され、「給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係わる基準」の六価クロム化合物の基準値が0.05mg/Lから0.02mg/Lに強化されました(2020年4月1日施行)。

品質認証センターは、2019年10月3日付の文書(191003A品260)により、認証取得者様へ認証登録番号ごとに改正基準への適合を確認し報告いただくよう通知していましたが、下記の表にある登録については、適合の確認ができていないため、「品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書」の「認証登録品が審査基準に適合しない場合の措置条項」の第17条第1号に基づき、認証の一時的な停止を行います。

あわせて、「品質認証業務規則(JWWA-H106)」の第28条に基づき公表します。

2020年 10月23日現在

No.	認証取得者	住所	認証登録番号	認証登録品の種類	品名、型式又は略号
1	長田電機工業 株式会社	愛知県名古屋市緑区大高町字中道11	E-330	開閉制御用弁	全認証登録品
2	有限会社 東光ステンレス	神奈川県横浜市港南区日野南2-1-14	Z-219	その他	全認証登録品
3	株式会社 日本オムバス	神奈川県藤沢市亀井野1-31-6	Z-315	その他	全認証登録品